

6 補助金の対象となる事業

○ 補助金の対象となる経費

内容
(1) 運営に係る事業
(2) 地域情報の共有に関する事業
(3) 地域内の各種団体の連携の促進に関する事業
(4) 地域住民相互の親睦及び交流の促進に関する事業
(5) 地域課題の解決に関する事業
(6) 地域の活性化に関する事業
(7) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりに関する事業
(8) コミュニティ計画の推進に関する事業

具体例
・会議や事務に要する費用など
・ホームページの作成、広報誌の発行、行事カレンダーの作成など
・意見交換会、SNSを活用した情報発信など
・夏祭り、運動会、清掃活動、百歳体操、健康教室、伝統文化行事など
・まち歩き、見守り活動、防災訓練など

✗ 補助金の対象としない事業

内容
(1) 他の補助金等の交付の対象となるもの
(2) 補助対象者から他の団体等への単なる金銭の交付となっているもの
(3) 特定の個人、団体等の利益のために実施するもの又は生じた利益、残余財産等を構成員等に分配するもの
(4) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
(5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
(6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
(7) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

7 補助金の対象となる経費

○ 補助金の対象となる経費

経費区分	内容
謝礼金等	講師、アドバイザー、コーディネーターへの謝礼金、事業又は事務への協力者（アルバイトを含む。）等への謝礼金等
旅費交通費	(1) 先進地への事例調査・視察に要する交通費（宿泊を伴わないものに限る。） (2) 講師、アドバイザー、コーディネーター、事業又は事務への協力者等への交通費、宿泊費等の実費相当額
消耗品の購入費 (単価が1万円未満のもの)	(1) 事務用品その他の消耗品の購入に要する費用 (2) 石材、鉄骨、砂、セメントその他の原材料の購入に要する費用 (3) 図書購入費 (4) 必要最小限の会議用又は接待用の湯茶及び茶菓子に要する費用 (5) 食材等の購入に要する経費（ただし、アルコール類の食料費並びに補助対象者の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費等を除く。） (6) イベント等における必要最小限の景品、賞品 ※商品券等の金券は対象外
印刷製本費	資料、文書、チラシ、コミュニティ計画冊子、広報紙等の印刷や製本に要する費用
燃料費	燃料費（ガソリン代、灯油、草刈等の際の燃料代等）
通信費	(1) 切手等の購入又は運送に要する費用（ただし、電話料金を除く。） (2) ホームページの管理・保守に要する費用（ドメイン料、サーバー利用料） (3) ホームページの作成・更新に要する費用
手数料	(1) 文書作成等の事務に支払う手数料（参考様式あり） (2) ゴミ処理（家電リサイクル法対象機器等を含む。）及びクリーニング等に要する費用
保険料	傷害保険、ボランティア保険に要する費用（ただし、不動産にかかるものを除く。）
委託料	委託料（ただし、事業全体を委託する場合を除く。）
使用料賃借料	会場の使用、事務用機器類、レンタカー等のレンタル・リースに要する費用
備品の購入費 (単価が1万円以上20万円以下のもの)	団体の活動の継続に必要で、複数の事業で使用する又は複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに購入するほうが効率的であると認められるものの購入に要する費用 ※備品管理台帳を整備してください（参考様式あり）
所有備品の修繕費	所有備品の修繕費用
負担金分担金	(1) 講習会等の参加に要する費用 (2) 他団体と協働で実施する事業の応分の負担金等
その他	その他市長が必要と認めるもの

✗ 補助金の対象としない経費

内容
(1) 見舞金、慶弔費、贈答等の交際費
(2) 商品券等の金券の購入に要する費用
(3) アルコール類の購入又は飲食を主たる目的とした会合等の飲食費
(4) 事業全体を委託する場合の委託料
(5) 土地、家屋等の不動産の取得、造成、修理、修繕、補償及び保険に要する費用
(6) 領収書等により、補助事業者が支払ったことを明確に確認することができない費用
(7) 補助事業の実施に直接関係のないものに要する費用
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認める費用